

事務連絡  
令和元年7月31日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・各指定都市消防本部

} 御中

消防庁予防課

非常用電源等の法令点検未実施の病院に対する適切な対応について

今般、別添のとおり厚生労働省医政局地域医療計画課長から各都道府県衛生主管部局長に対して「非常用電源等の法令点検未実施の病院への適切な対応に係る周知依頼について」（令和元年7月31日付け医政地発0731第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）が発出されましたのでお知らせします。

同通知は、「病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査について（依頼）」（平成30年8月6日付け医政地発0806第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づく調査により、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく非常用電源等の点検等（以下「法定点検」という。）を実施していない病院があることが判明したことから、各都道府県衛生主管部局長に対し、関係法令主管部局と連携しつつ、法定点検を実施していない病院において、法定点検が確実に実施されるよう適切な対応を行うこと等を求める内容となっています。

つきましては、同通知の内容に留意の上、貴都道府県衛生主管部局等と連携し、管内の医療機関等に対し、平成30年6月1日に改正した自家発電設備に係る点検基準の内容を説明するなど、消防法に基づく点検が適切に実施されるよう指導をお願いします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれでは、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

消防庁予防課設備係  
担当：田中、中野  
TEL：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

別添

医政地発0731第3号  
令和元年7月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
(公印省略)

非常用電源等の法定点検未実施の病院への適切な対応に係る  
周知について（依頼）

先般、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおいて、電気事業法で定める保安検査を少なくとも5年以上実施していなかったことが判明したことを受け、「病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について」（平成30年6月22日付け医政地発0622第5号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、貴管内の非常用電源を有する全ての病院について、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく点検等（以下「法定点検」という。）の実施状況を確認の上、必要に応じて指導いただくようお願いしたところである。

しかし、今般公表した、「病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査について（依頼）」（平成30年8月6日付け医政地発0806第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づく調査結果によると、未だ法定点検を実施していない病院があることが判明したことから、貴職におかれでは、改めて状況を御確認の上、法定点検を実施していない病院に対して適切な対応を行っていただくようお願いする。

その対応に関しては、管内の関係法令主管部局と連携しつつ、法定点検実施済みの医療機関等からの情報も参考とするなどして、早期かつ適切に行っていただくようお願いする。患者の継続的な医療提供のため点検の実施が困難であるとする病院に対しては、たとえば停電点検の実施における瞬間停電等に対して危惧があると思われるが、そのような際には、複数の発電機を賃借し使用することで対応が可能と考えられる、などのご助言を頂きたい。

また、点検未実施の間に非常用電源が起動しないことに起因する事故が起きた場合、民事の賠償責任や刑事責任を問われることも考えられることに留意いただきたい。

今後とも、関係法令主管部局とも連携を取り、病院において適切に法定点検が行われるよう取り組まれたい。なお、本通知は経済産業省、消防庁及び国土交通省とも協議済みであることを申し添える。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

災害医療係 03-5253-1111(2548)

令和元年7月31日(水)

照会先

医政局地域医療計画課

災害時医師等派遣調整専門官 西田 翼 (4130)

災害医療係長 深山 征志 (2548)

(代表番号) 03-(5253)-1111

(直通番号) 03-(3595)-2194

報道関係者各位

## 病院の非常用電源の確保及び点検状況調査の結果

病院の非常用電源の確保及び点検状況調査の結果をとりまとめましたので、公表いたします。厚生労働省としましては、本調査結果を踏まえ、都道府県に対して、病院の非常用電源に係る法定点検の実施の徹底を依頼しております。

### 【概要】

- 平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震の際に、非常用電源に係る法定点検を実施していない病院があることが判明したことを踏まえ、厚生労働省として初めて、全病院に対して、非常用電源の保有の有無と、点検の実施状況（平成30年8月1日時点）について調査を行った。（調査①：結果は別紙のとおり。）
- 調査①において法定点検を未実施と回答した病院に対して、令和元年6月1日時点での点検の実施状況、また、実施していない場合はその理由に関して調査を行つた。（調査②：結果は別紙のとおり。）

- ・調査対象：医療法第1条の5に規定する病院（総数：8,392病院）  
(有効回答：電気事業法7,267病院、消防法6,779病院、建築基準法6,788病院)
- ・調査時点：調査①) 平成30年8月1日  
調査②) 令和元年6月1日
- ・調査結果：「別紙」のとおり

# 病院の非常用電源の確保及び点検状況調査結果について 「別紙」

## 調査の概要

平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震の際に、国立循環器病研究センターにおいて何らかの異常により非常用電源が使えず、一時的な停電が発生した。その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査（停電を伴つて実施するもの）を、少なくとも5年以上実施していないことが判明した。これらを踏まえ、病院の非常用電源の確保や点検の実施状況を把握するために、平成30年8月1日時点での点検の実施状況等について調査を行った。（調査①）その後、点検未実施と回答した病院に対して、令和元年6月1日の時点での実施状況調査を行った。（調査②）

## 調査①の内容

調査対象：平成30年8月1日における各都道府県下の全ての病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定されている病院をいう）（総数：8,392病院）

調査期間：平成30年8月6日から9月6日（回収不良のため、回収期間延長）

調査方法：都道府県を通じたアンケート調査

調査内容：病院の非常用電源の有無及び各法令に基づく点検の実施状況（平成30年8月1日時点）

## 調査②の内容

調査対象：調査①において未実施と回答した病院（電気事業法563病院、消防法226病院、建築基準法301病院）

調査期間：令和元年6月28日から7月19日

調査方法：都道府県を通じたアンケート調査（45都道府県から回答あり）

調査内容：各法令に基づく点検の実施状況の有無及び未実施である理由（令和元年6月1日時点）

## 調査①の結果

### 病院の非常用電源の点検状況調査結果

総数8,392病院、平成30年8月1日時点

関係法令	回答した病院数	非常用電源保有	点検実施状況
電気事業法	7,267病院(86.6%)	有	6,754(92.9%) 実施済 6,191(91.7%)
		無	513(7.1%) 未実施 563(8.3%)
消防法	6,779病院(80.8%)	有	6,446(95.1%) 実施済 6,069(94.2%)
		無	333(4.9%) 未実施 151(2.3%)
建築基準法	6,788病院(80.9%)	有	4,120(60.7%) 実施済 3,695(89.7%)
		無	2,668(39.3%) 未実施 124(3.0%)

## 調査②の結果

### 病院の非常用電源の点検状況調査結果

平成30年8月1日時点で未実施と回答した病院の令和元年6月1日時点の状況

関係法令	回答した病院数	点検実施状況	点検実施状況
電気事業法	324/563病院 (57.5%)	実施済 未実施	202(62.3%) 122(37.7%) 患者の継続的な医療提供のため実施調整困難 委託者と作業実施の日程が合わなかつた 費用負担が大きい 実施する必要があることを知らなかつた その他 無記入
消防法	149/226病院 (65.9%)	実施済(※1) 対象の電源の保有無(※2)	126(84.6%) 4(2.7%) 19(12.7%) 患者の継続的な医療提供のため実施調整困難 委託者と作業実施の日程が合わなかつた 費用負担が大きい 実施する必要があることを知らなかつた 1(5.3%)
建築基準法	168/301病院 (55.8%)	実施済(※1) 対象の電源の保有無(※2)	105(62.5%) 39(23.2%) 24(14.3%) 患者の継続的な医療提供のため実施調整困難 委託者と作業実施の日程が合わなかつた 実施する必要があることを知らなかつた 無記入

(※1)法令に基づく報告がされていないものの、点検は実施されているものを含む。

(※2)点検時期未到来等のため実施する必要がないものを含む。

## 参考

事務連絡  
令和元年7月31日

各都道府県建築行政主務部 御中

国土交通省住宅局建築指導課

### 建築基準法第12条第3項等の規定に基づく検査等の適切な実施について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課において、病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査（「病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について」（平成30年6月22日付け医政地発0622第5号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））の結果が公表されました。点検未実施と回答したものについては、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく点検等の実施状況を確認の上、必要に応じて指導するよう通知が発出されました。

特定建築設備等については、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、政令で定めるもの及び特定行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない旨が規定されています。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等についても、同条第4項の規定に基づき、定期に、点検を実施することが規定されています。

つきましては、貴都道府県衛生主管部局等と連携し、建築基準法に基づく特定建築設備等の非常用電源（予備電源）の点検等を実施していない病院に対して、点検等が適切に実施されるよう指導をお願いします。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方をお願いします。